

令和2年国勢調査の概要

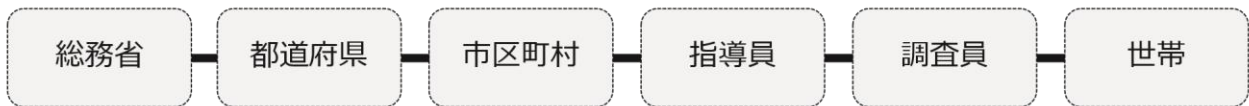
I 調査の目的

国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）に定める基幹統計調査として、同法第5条第2項の規定に基づき実施する人及び世帯に関する全数調査である。その結果は、国及び地方公共団体の各種行政施策はもとより、企業、団体その他各方面の利用に供されている。

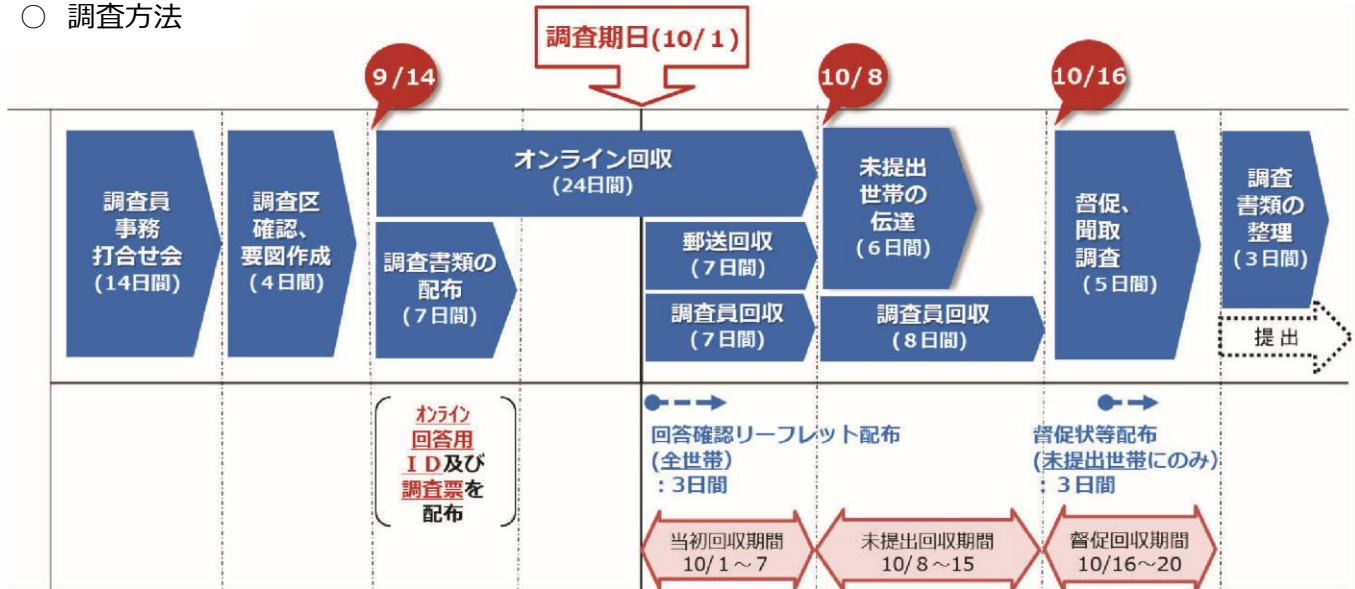
大正9年（1920年）の第1回調査以来、国の最も基本的で重要な統計調査として5年ごとに実施されており、令和2年（2020年）に実施する調査はその21回目に当たり、実施100年の節目を迎える。

II 調査の概要

- 調査期日 令和2年10月1日（木） 午前零時現在
- 調査対象 令和2年10月1日現在、我が国に常住するすべての人
ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く
- 調査項目 <世帯員に関する事項>
男女の別、出生の年月、就業状態、所属の事業所の名称及び事業の種類 など
<世帯に関する事項>
世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方 など
- 調査の流れ



- 調査方法



III 結果の利用

【法定人口としての利用】

衆議院議員の小選挙区の改定基準、都道府県・市町村議会の議員定数の決定、地方交付税の算定基準 等

【行政施策の基礎資料としての利用】

保育所の整備・充実など、安心して子供を産み育てる環境の整備など少子化対策の基礎資料、高齢者社会福祉施策の基礎資料 等

【各種標本調査の抽出フレームとしての利用】

労働力調査、家計調査等の抽出フレーム

【教育、民間など広範な分野で利用】

人口学・地理学、将来人口の推計の基礎資料 等